

0046

鳥取縣公報

告示

昭和十六年五月三十日
第千二百三十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A⁵判

◆鳥取縣告示第四百三十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル鋼板製品線材製品平板製品錫力製品ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八田三郎

家庭用金物（鋼板製品線材製品平板製品錫力製品）ノ販賣價格
品目一 輪付五德
一號
輪付品規格
（單位一箇）
小賣業者販賣價格

高四寸以上外徑四寸八分以上三ヶ輪十番線以上五分五厘以上ノ
帶鋼ヲ使用總重量五〇匁以上

高五寸以上外徑五寸四分以上三ヶ輪十番線以上六分以上ノ帶鋼
ヲ使用總重量六〇匁以上

焜爐上置爪四枚物使用長二寸七分幅五分以上

八枚物使用上部内徑八寸下部内徑六寸三分上淵折返幅三分五厘
高二寸黑ワニス塗

一號

二五
二九
三三

調査員氏名

石田正義

田原寛

氣高郡青谷町

東伯郡倉吉町

氣高郡瑞穂村

鳥取市

舊擔當調查區域

氣高郡青谷町役場

擔當調查區域變更年月日

昭和十六年五月一日

一 擔當調查區域變更ノ部

河本懋

氣高郡青谷町

同

◆鳥取縣告示第四百四十一號

東伯郡旭村牧耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八田三郎

◆鳥取縣告示第四百四十二號

市街地建築物法施行細則第二千五條ニ依リ左ノ通假設建築物ノ件許可セリ

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八田三郎
中谷鐵助

◆鳥取縣告示第四百四十三號

一 建築物所在地 鳥取市西町貳百八拾八番地
 一 用途 店舗 (運動具店)
 一 構造種別及棟數 木造 瓦葺 平屋建 壱棟
 一 建築物面積 建築面積 九八、六〇七平方米
 突出セル部分 六三、七二三同

一 命令事項

- 一本建築物の存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スペシ
- 一本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
- 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第四百四十四號

動力類摺業免許者申左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十六年五月三十日

免許證番號	住 所	鳥取縣知事 八田三郎
二七四	東伯郡上北條村大字大塚	生田增藏
七〇八	東伯郡安田村大字梅田	谷本長兵衛
三五七	米子市大字車尾	深田福藏

◆鳥取縣告示第四百四十四號

一 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ菓子類ヲ紙箱容器ヲ使用シ販賣スル場合ノ加算額左ノ通指定シ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八田三郎

品目	規格	単位	販賣業者販賣價格	摘要
干燥肥料藻	干燥歩止リ二〇%以上ノモノ	皆掛十貫	一圓六七	隱岐國產

◆鳥取縣告示第四百四十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル干燥肥料藻ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八田三郎

品目	規格	単位	販賣業者販賣價格	摘要
干燥肥料藻	干燥歩止リ二〇%以上ノモノ	皆掛十貫	一圓六七	隱岐國產

◆鳥取縣告示第四百四十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ定期日ニ於ケル額ト看做ス

- 一 本表價格ハ境港陸揚ゲ販賣業者販賣價格トス
- 二 前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合ハ別ニ運賃實費ヲ加算スル事ヲ得
- 三 本表價格ハ農林大臣ニ於テ指定ナシタル場合ハ之ヲ適用セズ

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八田三郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 烏取縣電器配給組合聯合會

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ電機具關係商品ノ販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

(別記ノ通)

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年五月三十日

四 認可ニ附シタル條件

價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

電熱器販賣價格

品名 銘柄 規格 單位

販賣業者價格

半田銻	五〇W	銅先 一〇匁コード四尺付	一個	一圓四五
同	六〇同	同 二〇匁同	五尺付	一圓八五
同	同	同	同	二、二〇
同	同	同	同	二、七三

00453

三〇

00470

1500

00471

00472

◆鳥取縣告示第四百四十七號

繭及生絲現在高並ニ生絲製造高及消費高調査擔當繭絲調查員左ノ通囑託解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十六年五月三十日、

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 繭絲調查員ノ囑託及解囑

囑託繭絲調查員
名

解囑繭絲調查員
名

擔當調査範圍

執務場所

囑託解囑年月日

今井 豊

前田 榮

岩美郡宇倍野村
成器村
大茅村

浦富町役場

昭和十六年五月二十一日

塙尻 豊

同

田後村

浦富町役場

昭和十六年五月二十一日

眞岡 滋

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

演津善一

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

安野艶一

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

山田整夫

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

足立乙松

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

山谷峰夫

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

柳原量緒

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

田子貞夫

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

高畠竹治

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

山中誠喜

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

田淵道太郎

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

石破壽賀藏

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

河田一堯

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

大槻益藏

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

小椋教治

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

藤村清治

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

松田親雄

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

西山誠男

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

加藤宇一郎

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

森田康之

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

治郎丸鶴利

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

漆原友平

同

氣高郡
末恒村

東村役場

昭和十六年五月二十一日

小林悟

安藤重實

岩美郡福部村

有田茂雄

氣高郡神戸村

久保順一

同小鷺河村

安田俊夫

米子市第六區(福生)

川本久人

日野郡黒坂町

松本吉男

黒坂町役場

同

根雨村

同

根雨町役場

同

同

舊擔當調查區

變更年月日
昭和十六年五月二十一日

繭絲調查員名

新擔當調查區

同上執務場所

舊擔當調查區

村尾照夫

福部村

岩美郡岩生村

昭和十六年五月二十一日

佐野實

同

岩井町

氣高郡氣高村

原田繼正

同

蒲生村

氣高郡大伊村

山根榮治

同

千代水村

氣高郡神戶村

同

同

松保村

氣高郡松保村

同

同

同

氣高郡末恒村

同

同

同

氣高郡酒津村

同

同

同

氣高郡松保村

同

同

同

氣高郡勝部村

同

同

同

氣高郡浦富町

同

同

同

氣高郡田後村

同

同

同

氣高郡賀茂村

同

同

同

氣高郡大伊村

同

同

同

氣高郡東伯郡下中山山村

同

同

同

氣高郡舍人村

同

同

同

氣高郡中私都村

同

同

同

氣高郡舍人村

同

同

同

氣高郡三朝村

同

同

同

氣高郡下北條村

同

同

同

氣高郡三朝村

同

同

同

氣高郡下北條村

同

同

同

氣高郡三朝村

同

同

同

氣高郡下北條村

同

同

同

氣高郡三朝村

55100

00476

55100

00475

彙報

00477

麥に十日の刈時なし

收穫期ご乾燥に注意

(農務課)

多から春へかけての農家の苦心は美しい麥の穂に現れて、今や忙しい麥秋を待つのみとなつたが、麥秋は田植や養育繁忙期と殆ど同時になるため、その刈取りや收穫處理については他の仕事との調節に前以て深い留意と計畫を必要とする。

收穫の時期は品種や播種期、施肥の方法等によつて種々異り、同じ品種を栽培しても山間部と平坦部では大變な開きがあるが、しかも「麥に十日の刈時なし」の諺通り、その收穫期は極めて短時日である。二、三日前まではまだ早いと思つてゐた麥畠が、一度の雨の爲に早くも過熟になつたといふ例はよくあることである。早苗も晩苗も、肥料の少いものも多いのも、たゞ數日の間に次々に熟して來るのが麥の性質である。

虞れがある場合は刈取後直ちに脱穀するがよいのであつて、脱穀したものは晴天を選んで席乾しをして充分乾燥する。乾燥の程度は普通水分十三乃至十四パーセントであるが、麥蛾の害を蒙る虞れがあるから十一パーセントから十三パーセント位まで必ず乾燥すべきである。

後作を急ぐ場合など仕事の都合によつて直ちに脱穀出来ない場合があり、この場合は架干の方法によらねばならぬのであるが、

この時はなるべく風通しのよい場所を選んでまばらにかけ、乾燥の程度について常に注意して機を逸せず收納を行ひ、脱穀後充分陽乾する。しかし梅雨期に入つて降雨が多いと、數日間の長い架干はかへつて不結果を招き、品質を損じ蛾の麥害を蒙ることがあるから、止むを得ない場合の外はなるべく架干は行はないやうに心掛けるべきである。

食糧の増産は

木灰の蒐集から

(農務課)

成分中加里分が如何に重要であるかは今さら云ふまでない。ことであつて、食糧資源確保の絶對必要な今日加里肥料の供給は最も重要な問題である。例へば苗代の肥料設計

大麥や稈麥の收穫は、遅れ穂の莖葉にまだ若干の緑色のあるうちに刈取つて差支ないのであつて、大体において穀粒が爪先でやうやく切斷し得る程度に固まつた頃（出穗四十日目位）には成熟してゐるから、その頃には刈取ることである。この時期には穂は黄變し、莖葉もまた大部分葉綠が消失して黄化して來る。

完熟に達した後、もし數日の降雨に遭遇すると小麥などは立毛のまゝで發芽することがあり、たとへ發芽しないまでも收穫前に降雨に逢ふと著しく色澤が悪くなつて品質を低下するから、降雨の虞れがある時は寧ろ早目に刈取つた方が安全である。收穫期が遅ると梅雨期に入つて、連日の陰雨で折角の麥を臺なしにして、苦勞を水の泡とするもあるから充分注意してかゝる必要がある。今年は例年に較べて出穂も早かつたから、大体これまでより一週間位早目に刈つて、田植も少しでも早く出来るやう手配をすることが肝要である。

次に收穫後の乾燥であるが、麥の穀質を完全貯藏するのには一にも乾燥二にも乾燥で、乾燥一點ばかりで行かねばならぬ。

刈取後一兩日乾燥すれば労力經濟上最も有利であるが、降雨の

に於いて考へても、坪當り硫安二十匁乃至三十匁、配合肥料七十九匁、過磷酸石灰二十匁、草木灰三百五十匁を施用して窒素分十一又九、磷酸分十又二、加里分十二又五を供給することが出来るやうになつてゐるのであつて、加里分の給源たる草木灰三百五十匁乃至四百匁の施用は是非必要である。其の他本田肥料、甘藷等あらゆる農作物に、草木灰はなくてはならぬものであるが、從來この大切な

肥料の給源としては主として加里鹽によつてゐたのであるが、この加里鹽の殆ど全部は外國からの輸入に依存し居たものである。然るに歐洲戰亂の勃發以來この輸人は全く絶望状態に陥つて、なほ今後に於ても當分その供給可能の見込はないと思はねばならぬのであるから、我が國としてはこの加里肥料の給源は、堆肥より得るもの以外は全然國內各戸の草木灰の蒐集による以外に途はないのであつて、まつたく「食糧増産は木灰蒐集のから」といふべきである。

本縣に於ける農家の草木灰施用量は、一ヶ年一戸當り十四貫程度となつてゐるが、よく注意してこれを蒐集するなら各戸八十貫乃至百二十貫は蒐集可能であると思はれる。大体普通燃料百貫からの草木灰生産量は、雜木で三貫五百匁稻穀で十五貫（燃燒甚しからざるもの）、穀穀からは二十貫程度を得ること

00479

が出来るのである。その灰類中に於ける加里分は潤葉樹を材料とするもので一〇パーセント、針葉樹では六パーセント程度を有してゐるが、この加里分中の水溶性加里即ち肥料として實効のある加里分はその五一乃至六六パーセントである。

しかし都市から蒐集される灰は煉炭又は豆炭等の使用から来る土砂の混入のため、加里成分の甚だ劣るものが多いから、農家は努めて自家に於ける薪炭灰の蒐集に力を注がねばならぬのである。

一体販賣肥料の

が我が國一般に使用されたしたのは近年のことであつて、大正年間には殆ど消費されてゐなかつたものである。それが昭和三年に入つて約一萬七千噸、昭和四年に

五萬二千噸、それから年々増加せられて昭和十二年には二十萬噸に達したものであるが、右のうち國內で産するものは僅々三分程度であつて、他はみな輸入に仰いでゐたものであつたのである。従つて現在外國に供給を仰ぎ得ない實情として、是非これは堆肥による供給と共に、木灰の蒐集にまたなければならないわけである。

しかし現在農家に於ける木灰の

方法は極めて不充分であつて、その遺じと成分の減少が多い。灰類は放置すれば飛散して損失するばかりで

農村勞力の調整に 移動勞働班を編成

(農務課)

さきに記したやうに縣では刻下の農村勞力調整の爲に、毎年全般的な勞力補給計畫を立て、縣下農山漁村に於ける銚後農村の使命達成に遺憾なきを期してゐるのであるが、これから養蠶、田植及び梨の袋掛け等急激に且つ短期に多量の勞働力を要する時期に向ふので、各部落に農業報國集團移動勞働班を整備してその圓滑な需給の調整に努めることになつた。

農村の勞働力は事變以來引續く人馬の應召に依つて、たゞさへ勞働力の不足を感じて居る處に、軍需工場方面へ

の勞力の移動が甚しく、なほ昨年からは勞務動員計畫による相當量の勞務員の供出も行はれてゐるので、今後はます／＼減少の勞働力を以て國民總動員體制下に於ける農業勞力補給の調整に邁進しなければならないわけである。

従つて農家は旺盛なる自力自營の信念と、隣保共助の協同心に立脚して、勤勞精神の振作と家族勞力の合理的な活用を行ひ、努めて餘力を作り、如何にしても勞力の不足する方面を援助して國家の爲に増産目的の達成に捧げることは絶対に必要なことである然るに

に考へるとこれらの一時的な多數勞働者の需要は地方的農業種別の差異や風土慣習等によつて多くは多少農繁期を異にし、季節的に相當勞力の過不足があるわけであるから、整然たる統制の下に集團的な勞力の移動を行ふならば、その補給調整は相當有効な結果を見ることは明かである。

よつて縣では前年度から種々協議を重ねて移動勞働班を作り、これが趣旨の普及に努めると共にその運用に力をつくしてゐるのであつて、昨年は勞力調整上相當な効果を擧げることが出來たのであつたが、今年は一層その合理的な運営によつて、逼迫した縣下農村勞力の調整に拍車をかけることになつたのである。

なく、久しく高熱にあへば灰の成分の炭酸加里は次第に硅酸加里に變化して不溶性となり、肥効は減退するものであるし、又加里は非常に水に溶解しやすく、漏れると成分の損失をまぬがれないから、風呂場、かまど、七輪、ゐろり等の灰は、たゞ少量であつても毎朝焚付の前に、火氣に注意して必ず蒐集し、古罐其の他の容器に保存するやうにしなければならないのである。

× × ×

（農務課）

さきに記したやうに縣では刻下の農村勞力調整の爲に、毎年全般的な勞力補給計畫を立て、縣下農山漁村に於ける銚後農村の使命達成に遺憾なきを期してゐるのであるが、これから養蠶、田植及び梨の袋掛け等急激に且つ短期に多量の勞働力を要する時期に向ふので、各部落に農業報國集團移動勞働班を整備してその圓滑な需給の調整に努めることになつた。

の勞働力は事變以來引續く人馬の應召に依つて、たゞさへ勞働力の不足を感じて居る處に、軍需工場方面へ

00480

移動班

の組織は各部落毎に部落農事實行組合長に於て一

班五名乃至十名位の移動勞働班を編成し、組合事務所に勞力統制部を置いて組合長が部長となつて組合内に於ける配給統制連絡をなすと共に、市町村農會郡農會及び縣と系統的に連絡して配給統制に萬全を期するものであつて、移動班は第一種自己町村内他部落に移動し得るもの、第二種自己郡内他町村に移動し得るもの、第三種自己郡及び他府縣に移動し得るもの三種に分ちて成るべく二種以上兼ねるやうにし、各班員は可及的同一條件を具へて親和協力し得るものをして編成し、婦女子の参加がある場合は男女混成とするのであるが、尙一般勞働班の中に役畜と共に移動し得る混成班、又は役畜を携行するものののみの畜力班をも編成するのである。

移動勞働班の

目標は、(一) 農業報國精神の昂揚、(二) 米・麥・蔬等の主要食糧の增産、(三) 潛在勞働力の生産化活用であつて、

現下國民總力戰の非常時局を深く認識し、農業報國の信念に燃ゆる從業者の團結により、從來の應召農家に對する勤勞奉仕班の結成活動及びその精神を一般に普遍化し、青壯年男子は勿論、勞働力を有する農村婦女子も悉く國力戰に於ける出征戰士たるの自覺によつて、米穀增産其の他農業生産の維持増進のための統制ある

團體的活動をなすと共に、農家相互援助の義侠心によつて經營経費の節減を圖り、併せて適正賃銀を保持しうとするものである。

従つて一般農家に於ては、支障のない限り作業の繰上げ又は繰延べを行つて、各戸の農業經營を自己労力により補給し、尙勞働力が不足して雇傭労力が必要な場合は自部落實行組合内の移動班によつて補給を行ひ、自分の部落内での補給が不可能な場合に市町村農會に申告して労力需給を行ひ、それで足りない時にそれも郡・縣と廣範圍に亘つて系統統制機關を通じて補給を行ふのである。

本縣では需要供給調整のため縣下を三つのブロックに分ち第一ブロックを鳥取市・岩美・八頭・氣高、第二ブロックを東伯、第三ブロックを米子・西伯・日野として山間部平坦部と組合せ、なほ養蠶不足労力は島根縣の隱岐國・八束郡・仁多郡岡山縣の隣接郡から供給を受けることとし、更に西伯郡箕輪屋地方の田植、裏作業には第一ブロック等から汽車輸送を行ひ、又更に縣内労力需給に支障を來さぬ範圍内に於て縣外に對しても移動労働班を派して、縣外の食糧生產擴充に協力することになつて居る。

移動班の

では需要供給調整のため縣下を三つのブロックに分ち第一ブロックを鳥取市・岩美・八頭・氣高、第二ブロックを東伯、第三ブロックを米子・西伯・日野として山間部平坦部と組合せ、なほ養蠶不足労力は島根縣の隱岐國・八束郡・仁多郡岡山縣の隣接郡から供給を受けることとし、更に西伯郡箕輪屋地方の田植、裏作業には第一ブロック等から汽車輸送を行ひ、又更に縣内労力需給に支障を來さぬ範圍内に於て縣外に對しても移動労働班を派して、縣外の食糧生產擴充に協力することになつて居る。

活動 に當つては、各班員は常に一集團となつて團體行動をとり、就業もなるべく共同作業とするのであつて、各班とも出動可能の始期及び終期を定めて置き、各班では班長（男子）及び副班長を定めて部落農事實行組合長の指揮命令下に活動するのであつて、移動労働班は腕章・小旗等によつてこれを標示する方法をとる。そして腕章・小旗は届出によつて縣統制部から成るべく交付する筈である。これが

運用 については、市町村農會に統制部を置いて會長が部長となり、役職員その他はそれも事務の分擔を定めて各部落組合の中告に基いて、管内労力の過不足を調査集計綜合し各部落組合の中告に基いて、管内労力の過不足を調査集計綜合し労力自給計畫を樹立して町村農會は郡農會に、市農會は直接縣統制部に申告し、管内労力の自給がどうしても不足で他町村労力の供給を求めねばならぬ時は其の内容を具し直接上級統制部に申告して連絡打合せの上萬全を期するのである。

なほ郡市町村農會は郡市町村經濟更生委員會労力部會にて審議した労力調整計畫の實行に當り、縣郡市町村產業團體特に都市養蠶畜產團體とは計畫並に實施運動上格別充分な協議協調が必要であるが、又縣外の請人・派出については國民職業指導所との協調が大切である。

× × ×

食糧生產報國隊渡満

老人・坂還勇士も參加

(農務課)

鳥取縣食糧生產報國隊員岩美郡拾名、八頭郡七名、氣高郡七名

東伯郡十四名、西伯郡十名、日野郡五名、隊長德田延行、隊付遠藤市計五十五名は鳥取縣屬宮内哲二、縣農會技術小倉俊男兩氏輸送指揮の下に五月二十一日午前零時三分鳥取驛發渡満した。一行は十九日東伯郡南谷村の縣立修練農場に集合して報國隊結成式を挙げ、二十日農場に於て壯行會を行ひ、知事より激勵の訓辭を受けて新設關金驛頭を出發したものであつて、滿洲國北安省鐵嶺縣鐵驪義勇隊訓練所特設農場に於て食糧生產に約五ヶ月半の報國生活を行ひ、十月末歸鳥する我が國食糧增産確保の鉄の戰士である。

顧れば昨冬食糧增産報國の爲全國の村々より、農村中堅人物一萬五千名が彼の内原道場に駆せ参じ、本縣よりも三百二名の推進隊員が參加因伯農民としての傳統的素地に内原魂を鍊へ込んで歸村し、各々郷土の村々に於て魂限りの努力を傾注して農事に盡瘁して食糧增産に邁進しつゝあるのであるが、今や事變完遂東亞新秩序建設の大業を完うする爲には、食糧の確保は銃後國民の最大

重要の責務といはねばならぬ。

然るに我が國は耕地狹少にして開墾による増産も却々に容易ならぬものあるに比し、ひと度眼を轉ざれば日滿一體の下にある滿洲の地は、沃土廣漠として大和民族の腕次第によつて食糧大増産は完全に保證せられ未墾の大寶庫である。

依つて今回農林省の滿洲水田增産隊計畫に順應し、本縣に於てもこの食糧生產報國隊を編成派遣して滿洲に於ける水田の一部に於て耕作を實施することとなつたのであつて、米穀その他食糧の増産を圖りて日滿を通じての現下食糧問題解決の一助とし、且つ滿洲に於ける農業に依りて農民精神の陶冶をなして大御心を安んじ奉らんとすることとなつたのである。

從つて該報國隊は農村青壯年にして米作に経験あるものを以て編成し、開拓團地區中の水田少くとも一人當約一町歩を耕作して食糧増産の確保に貢献するものであつて、隊員に對しては旅費支度金及び家族接護費として一人壹百圓を支給し、尙その他船車賃は相當の割引をなすと共に、食事、宿舎寢具等は之を支給又は貸與し、隊員が自己の地區以外に於て開田又は畑作に從事した時は團に於て相當の報酬を支拂ひ、自己耕作地區に於ける生産物は總て隊員の所得とするものである。

